

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税徴収等請求事件

国側当事者・国

平成24年4月13日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同指定代理人	大口 紋世
	西田 昭夫
	今井 健
	橋本 泰彦
	高橋 直樹
	加藤 雅也

主 文

- 1 本件訴えのうち、「被告は、平成16年分の所得税として原告から640円を徴収せよ。」との請求に係る部分を却下し、原告のその余の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、平成16年分の所得税として原告から640円を徴収せよ。
- 2 被告は、原告に対し、5537円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、行政事件訴訟法4条に基づき、原告の平成16年分の所得税について、被告が原告から徴収すべきである640円を徴収していないとして同額の徴収を求め、また、原告の平成15年分の所得税について、原告がした確定申告に誤りがあったため、被告が過誤納金として還付すべき5537円を還付していないとして同額の支払を求めた事案である。
- 2 被告は、本案前の答弁として、①原告の平成16年分の所得税については、その徴収権が時効消滅しており国には徴収権限がなく、また、更正期限を過ぎており増額更正する権限もないこと、②原告の平成15年分の所得税については、更正期限を過ぎており減額更正をする権限がないことから、本件訴えは不適法であるとして却下を求めている。

3 関係法令

別紙関係法令記載のとおり。

4 争点

- (1) 原告の平成16年分の所得税として確定した640円の租税債務が存在し、原告は、被告に対しその租税債務を徴収するように求めることができるか。(請求1関係)

(2) 原告の平成15年分の所得税について5537円の過誤納金があり、その還付請求権が存在するか。(請求2関係)

#### 5 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1) (原告の平成16年分の所得税として確定した640円の租税債務が存在し、原告は、被告に対しその租税債務を徴収するように求めることができるか。(請求1関係)) について

##### ア 原告の主張

(ア) 原告は、平成16年分の所得税の確定申告をした際、給与所得の収入金額に申告漏れがあり、その後修正申告もしたので、被告が原告から徴収すべき原告の租税債務があと640円ある(別紙1参照)。

(イ) 被告は、平成16年分の所得税の徴収権が5年で時効消滅したというが、平成22年1月4日の修正申告により時効は中断している。

(ウ) 原告が平成16年分の所得税の確定申告において申告漏れをしたことは、国税通則法(以下「通則法」という。)70条4項(平成23年法律第114号による改正前の同条5項)の「偽りその他不正の行為」に当たり、国は法定申告期限から7年間は増額更正でき、徴収権もあるというべきである。

##### イ 被告の主張

(ア) 原告が平成22年1月4日にした修正申告により確定した租税債務については、同日、履行されて消滅しており、同日以後において確定した租税債務は存在しない。

(イ) 平成16年分の所得税の徴収権は、法定納期限後5年を経過した平成22年3月16日に時効により消滅しており、その後である平成22年8月2日、同年10月22日及び同年11月16日に原告がした修正申告に係る部分の租税債務の徴収権も時効により消滅している。

(ウ) 原告は、確定申告に当たって給与所得の収入金額の申告漏れをしたにすぎず、その行為は通則法70条4項の「偽りその他不正の行為」には当たらない。

(2) 争点(2) (原告の平成15年分の所得税について5537円の過誤納金があり、その還付請求権が存在するか) について

##### ア 原告の主張

(ア) 原告は、平成15年分の所得税について、平成16年3月12日に確定申告をし、平成21年12月28日及び平成22年1月4日にそれぞれ修正申告をした後、同月15日に更正の請求をしており、その結果、還付されるべき5537円の過誤納金がある(別紙2参照)。

(イ) 原告は、平成15年分の所得税の確定申告に当たって、源泉徴収票に「給与」と記載があるものを間違えて「事業/営業等」の収入に算入しており、これは通則法70条4項の「偽りその他不正の行為」に当たり、国は7年間更正ができる。

また、国は、原告の上記の確定申告における初歩的ミスを更正する責務があるのにこれをせず、徴収してはならない税金を間違えて徴収したのであるから、国の行為は通則法70条4項の「偽りその他不正の行為」に当たり、7年間は更正をして還付するのが当然である。

(ウ) 平成21年12月28日と平成22年1月4日の修正申告により徴収権の時効が中

断し、これにより還付請求権の時効も新たに5年発生する。

(エ) 最高裁判所平成22年7月6日第三小法廷判決・民集64巻5号1277頁(以下「平成22年最高裁判決」という。)により5年以上遡って還付されている例があるから、本件でも同様に還付されるべきである。

#### イ 被告の主張

(ア) 原告は、平成16年3月12日に平成15年分の所得税の確定申告をして税額が確定したものである。原告が平成22年1月15日にした更正の請求は、通則法23条1項(平成23年法律第114号附則36条1項により同法による改正前のもの。以下、この条項につき同じ。)の定める更正の請求をすることができる期間を経過した後にされたものであり、適法な更正の請求ではない。

(イ) 通則法70条2項1号(平成23年法律第114号附則37条1項により同法による改正前のもの。以下、この条項につき同じ。)は、減額更正ができる期限について、その更正に係る国税の法定申告期限から5年を経過する日まですることができる旨規定しているところ、原告の平成15年分の所得税の法定申告期限は平成16年3月15日であり、平成21年3月15日を経過した後においては、もはや平成15年分の所得税の減額更正をすることができない。また、原告は、平成15年分の所得税の確定申告において計算誤りをしたにすぎず、原告の行為は「偽りその他不正の行為」には当たらない。

(ウ) 仮に、原告の平成15年分の所得税について何らかの過誤納金があったとしても、通則法74条1項は、還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによって、時効により消滅する旨規定しており、原告が還付を受けるために平成15年分の所得税の確定申告書を提出することができる日は平成16年2月16日であるから、この日から5年を経過する平成21年2月15日をもって、その還付請求権は時効により消滅している。

(エ) 平成22年最高裁判決の事案は、年金払特約付生命保険契約に基づく年金受給額に所得税を課すことは許されないとした事例であり、当該訴訟の一審原告が勝訴し、係争年分であった平成14年分の課税処分が取り消されたことにより還付されたものであって、原告の請求内容とは全く異なり、還付について一律に期限を延長したものではない。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(原告の平成16年分の所得税として確定した640円の租税債務が存在し、原告は、被告に対しその租税債務を徴収するように求めることができるか。)について

そもそも通則法には、納税の義務を負う者が国に対し税額等の更正、還付等を求めるための手続やその効果等についての規定が置かれているものの、他方で、納税義務者から国に対し自分に対する税金の徴収権を行使するように求めるための手続やその効果等について定めた規定は置かれておらず、他に、納税義務者から国に対し、税金を徴収してもらうことを求める権利の存在や内容、その権利行使の手続等について定めた規定は見当たらない。そして、このことは、法令上、納税義務者が国に対して自分に対する税金の徴収権を行使するように求める権利があることを予定していないからに他ならないと解される。

そうすると、原告が被告に対し、平成16年分の所得税未納分として被告が原告に対して有する640円の徴収権を行使するように求める訴えは、およそ我が国の法令が、納税義務者に権利があるとは考えていないものについてその行使を訴求するものに他ならず、不適法な訴えである

と言わざるを得ない。したがって、本件請求1は却下を免れない。

2 争点(2) (原告の平成15年分の所得税について5537円の過誤納金があり、その還付請求権が存在するか。) について

(1) 証拠(乙1)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成16年3月12日に、事業所得金額64万2476円、差引所得税額2900円、還付される税金11万0100円などと記載した確定申告書を王子税務署長に対して提出して確定申告をし、11万0100円の還付を受けたものと認められる。そして、この確定申告で確定した納付すべき税額を減額する(還付金額を増額する)ためには、通則法23条1項により法定申告期限から1年以内に更正の請求をしなければならないところ、原告は、平成15年分の所得税の法定申告期限である平成16年3月15日から1年以内に更正の請求をしていない。そして、証拠(乙2)によれば、原告は、平成22年1月15日になって更正の請求をし、その後、その内容を修正するなどしていることが認められるものの、原告のした上記更正の請求は、更正の請求ができる法定期間を経過した後にはされたものであり、適法な更正の請求としての効力はない。そして、他に原告の平成15年分の所得税について過誤納金が存在することを認めるに足りる証拠もない。

したがって、原告の平成15年分の所得税について還付すべき過誤納金は存在しない。

(2) 原告は、平成15年分の所得税の確定申告において、株式会社A分の源泉徴収票に「給与」の記載があるのに「事業/営業等」の収入として間違えて申告していたから、税務署長は減額更正をすべきであると主張する。しかしながら、通則法70条2項1号は、減額更正の期限について、その更正に係る国税の法定申告期限から5年を経過する日まですることができると規定しているところ、原告の平成15年分の所得税の法定申告期限は平成16年3月15日であり、その翌日から5年の平成21年3月15日を経過した後においては、平成15年分の所得税の減額更正をすることはできない。

また、原告は、原告の平成15年分の所得税の確定申告における計算の誤りは、通則法70条4項の「偽りその他不正の行為」に該当するから、法定申告期限から7年間は更正ができると主張している。しかしながら、通則法70条4項にいう「偽りその他不正の行為」とは、税額を免れる意図のもとに、税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他の工作を伴う不正な行為を行っていることをいい、上記の不正な行為には、納税者が真実の所得を秘匿し、それが課税の対象になることを回避するため、所得の金額をことさら過少にした内容虚偽の所得税確定申告書を提出し、正当な納税義務を過少にしてその不足税額を免れる行為も含まれるものの、単なる申告漏れや計算誤りは「偽りその他の不正の行為」には当たらないと解される(最高裁判所昭和52年1月25日第三小法廷判決・税務訴訟資料91号54頁参照)から、単なる申告漏れや計算誤りは「偽りその他の不正の行為」には該当しない。

なお、原告は、税務署長が原告の確定申告における計算誤りを見落として更正しなかったのであるから、国側の「偽りその他不正の行為」として、7年間は還付すべきであるとも主張するが、通則法70条4項の「偽りその他不正の行為」とは納税者の行為について規定したものであって、国が原告の確定申告について更正をしなかったことがこれに該当しないことは明らかである。

したがって、原告の主張はいずれも採用することができない。

(3) そして、仮に、原告の平成15年分の所得税に関し何らかの過誤納金があったとしても、次のとおり、その還付請求権は時効により消滅している。

すなわち、通則法74条1項は、還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによって時効により消滅すると規定し、同条2項が準用する同法72条2項により、この時効については援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとされている。そして、平成15年分の所得税の場合、上記の「請求をすることができる日」とは、所得税法120条1項により確定申告書の提出義務のある場合の確定申告により発生する還付金については、当該申告書を提出することができる日である平成16年2月16日が起算日となり、平成21年2月15日の経過により、過誤納金の還付請求権は時効により絶対的に消滅することになる。

本件において、原告の平成15年分の所得税の確定申告書（乙1）の記載内容によれば、原告の確定申告書は、所得税法120条1項に規定する提出義務のある確定申告書であると認められるから、仮に、原告の平成15年分の所得税について何らかの過誤納金が存在したとしても、平成21年2月15日の経過により、過誤納金の還付請求権は時効により消滅している。

(4) 原告は、平成22年最高裁判決により5年以上遡って還付されている例があるとして、本件でも同様に還付されるべきであると主張している。

しかしながら、平成22年最高裁判決は、遺族が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となった部分については所得税の課税対象とはならないと判断したもので、係争年分であった平成14年分の課税処分が取り消されたことにより還付され、その後、同判決を受けた立法措置により、平成12年分以後の各年分について納めすぎとなっている所得税に相当する額を特別還付金として支給する制度が新たに創設されているところ（租税特別措置法97条の2）、これらは本件とは全く異なる特殊な事実関係を前提としているから、同判決や上記支給制度が原告の還付請求を認める根拠とならないことは明らかである。

(5) 以上のことから、原告の平成15年分の所得税について過誤納金は存在せず、また、仮に存在したとしても過誤納金の還付請求権は時効消滅しているから、原告が被告に対し5537円の還付を求める権利は認められない。

3 よって、原告の請求のうち「被告は、平成16年分の所得税として原告から640円を徴収せよ。」との請求に係る部分は不適法であるから却下し、原告のその余の請求には理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 渡邊 哲

裁判官波多江真史は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 定塚 誠

(別紙)

## 関係法令

### 1 国税通則法

#### (1) 23条1項(平成23年法律第114号による改正前のもの)

納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第26条(再更正)の規定による更正(以下この条において「更正」という。))があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

1号 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過大であるとき。

2号 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額(当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書)に純損失等の金額の記載がなかつたとき。

3号 第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書)に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。

#### (2) 70条

##### 1項(平成23年法律第114号による改正前のもの)

次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に定める期限又は日から3年を経過した日(同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から2年を経過した日とのいずれか遅い日)以後(法人税に係る更正については、第1号に定める期限又は日から5年を経過した日以後)においては、することができない。

1号 更正(第3項の規定に該当するものを除く。) その更正に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る当該更正については、当該申告書を提出した日)

2号 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定  
当該申告書の提出期限

##### 2項(平成23年法律第114号による改正前のもの)

前項各号に掲げる更正又は賦課決定で次に掲げるものは、同項の規定にかかわらず、同項各号に定める期限又は日から5年を経過する日(括弧内省略)まで、することができる。

1号 納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定  
(以下省略)

4項 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額(当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額)についての更正(前2項の規定の適用を受ける法人税に係る純損失等の金額に係るものを除く。)は、第1項又は

前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から7年を経過する日まで、することができる。

(3) 72条

1項（平成23年法律第114号による改正前のもの）

国税の徴収を目的とする国の権利（以下この節において「国税の徴収権」という。）は、その国税の法定納期限（前条第1項第1号に掲げる更正決定等により納付すべきものについては、同号に規定する裁決等又は更正があつた日とし、還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき徴収権を行使することができる日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。次条第3項において同じ。）から5年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2項 国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

(4) 73条3項

国税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税に係るものの時効は、当該国税の法定納期限から2年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後2年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる行為又は処分があつた場合においては当該各号に掲げる行為又は処分の区分に応じ当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該各号に掲げる日の翌日から、当該法定納期限までに当該行為又は処分があつた場合においては当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

1号 納税申告書の提出 当該申告書が提出された日

2号 更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。） 当該更正決定等に係る更正通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が発せられた日

3号 納税に関する告知（賦課決定通知書が発せられた国税に係るものを除く。） 当該告知に係る納税告知書が発せられた日（当該告知が当該告知書の送達に代え、口頭でされた場合には、当該告知がされた日）

4号 納税の告知を受けることなくされた源泉徴収による国税の納付 当該納付の日

(5) 74条

1項 還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2項 第72条第2項及び第3項（国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力等）の規定は、前項の場合について準用する。

2 所得税法120条1項

居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第2章第4節（所得控除）の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第87条第2項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第89条（税率）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第123条第1項（確定損失申告）の規定による申告書を提出する場合を除き、第3期（その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。以下この節において同じ。）において、税務

署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

(以下省略)

### 3 租税特別措置法 97 条の 2

1 項 税務署長は、第 41 条の 20 の 2 第 2 項第 1 号に規定する対象保険年金（以下この条において「対象保険年金」という。）に係る同項第 2 号に規定する保険金受取人等（以下この項及び次項において「保険金受取人等」という。）に該当する者（当該保険金受取人等に該当する者が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 82 号）の施行の日（以下この条において「改正法施行日」という。）前に死亡している場合にあつては、その相続人（包括受遺者を含む。以下この条において「特定相続人」という。）。以下この条において「対象年金受給者等」という。）に対し、当該保険金受取人等である者（第 3 項において「対象年金受給者」という。）又は当該特定相続人に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下この条において「特定被相続人」という。）の平成 12 年分以後の各年分の対象保険年金に係る所得（所得税法第 169 条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「保険年金所得」という。）のうち所得税が課されない部分の金額について所得税を課するとしたならば当該金額につき課されることとなる所得税に相当する給付金（以下この条において「特別還付金」という。）を支給する。ただし、当該対象年金受給者等（特定相続人にあつては、当該特定相続人に係る特定被相続人。以下この項において同じ。）の当該特別還付金の対象となる年分の所得税について次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

1 号 当該対象年金受給者等がその年分の所得税につき確定申告書（第 2 条第 1 項第 10 号に規定する確定申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、又は国税通則法第 25 条の規定による決定（以下この条において「所得税額の決定」という。）を受けている場合において、当該確定申告書又は所得税額の決定に係る同法第 19 条第 1 項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき同条第 3 項に規定する修正申告書の提出又は同法第 24 条若しくは第 26 条の規定による更正（以下この項及び第 5 項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）に関し更正をすることができるとき（同法第 70 条第 4 項の規定による場合を除く。）。

2 号 当該対象年金受給者等のその年分の所得税につき国税通則法第 61 条第 1 項第 2 号に規定する期限後申告書を提出することができる場合

(以下省略)

別紙1、2 省略